

CSR 適用ばら積貨物船の舵に関する事項

改正規則

鋼船規則 A 編

改正事項

CSR 適用ばら積貨物船の舵に関する事項

改正理由

IACS 統一規則(UR)S10 は舵の要件について規定しているが、一方で、2006 年 4 月に施行されたばら積貨物船のための共通構造規則（CSR-BC）においては、舵の要件について独自に規定しており、同共通構造規則の適用対象となるばら積貨物船は UR S10 の適用対象となっていなかった。

一方、2015 年 7 月 1 日に施行されたばら積貨物船及び二重船殻油タンカーのための共通構造規則（CSR-BC&OT）においては、舵の要件を別段規定しておらず、同共通構造規則の適用対象となるばら積貨物船（CSR 適用ばら積貨物船）においても、UR S10 を適用することとしている。

これに伴い、IACS は、CSR-BC の舵の要件と整合するよう現行の UR S10(Rev.3) の改正作業を行い、適用対象に CSR 適用ばら積貨物船を含めた上で、UR S10(Rev.4) として 2015 年 4 月に採択したが、UR の採択から施行までには適切な周知期間を設ける必要があることから、UR S10(Rev.4)の適用対象を 2016 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶とした。

そのため、IACS は、2015 年 7 月 1 日から 2016 年 6 月 30 日までの間に建造契約が行われる CSR 適用ばら積貨物船に対し、CSR-BC に規定された舵の要件を引続き適用することとし、その旨を UR S10(Rev.3)の脚注に規定し、UR S10(Rev.3, Corr.1) として採択した。

今般、UR S10(Rev.3, Corr.1)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

2015 年 7 月 1 日から 2016 年 6 月 30 日のまでの間に建造契約が行われる CSR 適用ばら積貨物船について、CSR-BC の舵の要件を適用する旨規定した。